

小学校に最新のコンピュータを導入 充実した情報教育を推進していきます!



パソコンを使った算数の授業
(桜谷小学校1年生)



ひとり1台、インターネットも接続

文部科学省が推進する学校における第3次コンピュータ新整備計画に基づき、日野町教育委員会では、小学校の教育用コンピュータの整備を進めてきました。これは、今までのようにコンピュータに慣れ親しむだけでなく、学習道具として活用していくためのもので、①コンピュータ教室の機器を児童ひとりに1台、②校内LANの整備、③高速インターネットの接続の3点を重点目標に整備をしてきました。

平成15年度に日野小学校と南北都佐小学校、平成17年度に西大路小学校、必佐小学校、桜谷小学校を整備し、すべての小学校で完了しました。コンピュータ教室には、最新の機器が導入され、今まで児童2人で1台を使用していましたが、ひとりに1台が使用できるようになりました。また、すべての教室でインターネットへの接続が可能になり、普通教室にもノートパソコンを配置し授業に活用できるようになりました。

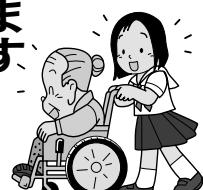
今後、同時に導入した学習支援ソフトなどを使用し、充実した情報教育を推進していきます。

8月1日から

福祉医療費助成制度の所得制限の一部が変更になります

福祉医療費助成制度は、乳幼児、障害のある方、65歳から69歳までの低所得者、母子家庭の方などに対しても、医療費の一部を助成することにより、保健・福祉の増進を図ることを目的に行っています。

厳しい財政状況の中でも、制度の継続化、安定化を図るため、町が独自で助成しております次の制度の所得制限を8月1日から一部見直しますのでお知らせします。



心身・精神障害の方の所得制限の改正内容

対象者	所得制限	
	現行	改正後
◆身体障害3・4級 知的障害B（中度） 精神障害1・2級	老齢福祉年金・遺族基礎年金の所得制限限度額に準じた額と世帯所得合計500万円以内	老齢福祉年金・遺族基礎年金の所得制限限度額に準じた額と世帯所得合計300万円以内
身体障害5・6級 知的障害B（軽度） 精神障害3級	市町村民税の非課税世帯	改正なし

※県制度の重度心身障害の方（身体障害1・2級、知的障害A）の所得制限は現行のままで、改正はありません。

◆住民課 保険年金担当
(5)6571 有線(5)7784